

装プ事第11145号
28. 8. 8
一部改正 装プ事第5299号
令和2年3月31日
一部改正 装プ事第5156号
令和3年3月31日

長官官房装備開発官（統合装備担当）
長官官房装備開発官（陸上装備担当）
長官官房装備開発官（艦船装備担当）
長官官房装備開発官（航空装備担当）
長官官房艦船設計官 殿
プロジェクト管理部統合装備計画官
プロジェクト管理部事業監理官（情報・武器・車両担当）
プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）
プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）

プロジェクト管理部事業計画官
(公印省略)

ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデルのライフサイクルコスト管理機能に係るデータ登録要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

ライフサイクルコスト管理機能に係るデータ登録要領

1 目的

この要領は、ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル（以下「パイロットシステム」という。）のライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）管理機能を利用してデータを登録するにあたり必要な事項を定め、装備品等のプロジェクト管理の適切な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 各装備開発官等

長官官房装備開発官（統合装備担当）、長官官房装備開発官（陸上装備担当）、長官官房装備開発官（艦船装備担当）、長官官房装備開発官（航空装備担当）、長官官房装備開発官（次期戦闘機担当）及び長官官房艦船設計官をいう。

(2) 各事業監理官等

プロジェクト管理部事業監理官（誘導武器・統合装備担当）、プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）、プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）、プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）及びプロジェクト・マネージャー（以下「PM」という。）をいう。

(3) 各幕等

統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。

(4) コストデータ

LCCを見積る装備品等の取得に係る契約金額等（契約金額又は予算額等の代用データをいい、契約金額は原則として当初契約金額とする。）及び将来の見積経費並びにそれらの根拠資料をいう。

(5) LCC見積り

装備品等の仕様、スケジュール、リスク、コストデータ及びその他の情報を前提条件として考慮し、LCCを推算することをいう。

(6) 細部見積要領

ライフサイクルコストの細部見積要領について（装プ事第11143号。

28. 8. 8) 別添に定めるライフサイクルコストの細部見積要領をいう。
- (7) 識別番号
- 細部見積要領の第4第3項に定める識別番号をいう。

3 LCC管理機能の利用者の区分

パイロットシステムのLCC管理機能を利用しデータを登録するにあたっては、以下に示す区分ごとに利用者が相互に連携し、これを実施するものとする。

- (1) データ提供者
- 各装備開発官等に所属する職員であって、LCC見積りに必要なコストデータを各事業監理官等へ提供する担当者をいう。
- (2) LCC見積り担当者
- 各事業監理官等（PMを除く。）に所属する職員であって、LCC見積りを実施する担当者をいう。
- (3) 登録内容確認者
- 各装備開発官等又は各事業監理官等（PMを除く。）に所属する職員であって、データ提供者又はLCC見積り担当者の業務を指導監督する者をいう。
- (4) データ管理者
- プロジェクト管理部事業計画官付に所属する職員であって、パイロットシステムに登録されるデータを一元管理する担当者をいう。

4 コストデータ及びLCC見積り結果の登録

LCC管理機能の利用者は、細部見積要領の第4に定めるLCC見積りの手順において、以下の要領に従い、パイロットシステムにデータを登録するものとする。

- (1) データ提供者は、コストデータをパイロットシステムに登録することで、LCC見積り担当者へ必要なデータを提供するものとする。
- (2) LCC見積り担当者は、データ提供者がパイロットシステムに登録したコストデータを活用するほか、各幕等から提供されたコストデータを登録し、LCCを見積もるものとする。LCC見積り結果は、原則として、見積り結果の通知（細部見積要領の第4第1項第4号に定める関係機関、部署への通知をいう。）後1ヶ月以内を目途にパイロットシステムに登録するものとする。
- (3) 登録内容確認者は、データ提供者又はLCC見積り担当者がパイロットシステムに登録したデータを閲覧又は必要に応じて印字し、登録内容の正確性を確認するものとする。データ提供者又はLCC見積り担当者が登録

内容を修正した場合も、同様とする。

- (4) データ管理者は、L C C見積り結果に識別番号が付与されたときは、当該識別番号に係るL C C見積り結果とパイロットシステムに登録された内容とが一致していることを確認の上、識別番号をパイロットシステムに登録するものとする。

5 その他のデータの登録

データ提供者及びL C C見積り担当者は、前項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるデータをパイロットシステムに登録し、登録内容確認者は、前項第3号に準じてこれを確認するものとする。

- (1) プロジェクト管理重点対象装備品等の取得マネジメントに準じた方法等による管理の試行について（装プ事第6271号。28. 4. 25）の別紙の第9第2項の規定により収集する契約実績
- (2) 将来のL C C見積り精度向上のための情報等

6 L C C管理機能の改善に関する協力

データ提供者、L C C見積り担当者及び登録内容確認者は、パイロットシステムの次期システムの開発に反映することでL C C見積りの適切な実施に資すると考えられる改善事項（現行のL C C管理機能では不十分な点や追加すべき機能等をいう。）を認めたときは、データ管理者に通知するものとする。